平成２４年（フ）第３８７号
宮崎県児湯郡川南町大字平田3169番地３
破産者　有限会社徳丸水産
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７８８６号
東京都杉並区堀ノ内２丁目25―５―303、開始決定時の住所東京都杉並区堀ノ内３丁目49―６
破産者　内田　　親
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１０７号
東京都中央区築地２丁目15番14号
破産者　株式会社エヌピーアールビービー
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６６７号
埼玉県蕨市錦町１丁目12―40―918、開始決定時の住所東京都練馬区練馬３丁目10―13―502
破産者　佐々木誠一
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５２３号
埼玉県さいたま市緑区大字下野田950―705
破産者　小林　正和
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６１８号
神奈川県茅ヶ崎市赤松町７番57―401号
破産者　株式会社エスディー
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７０９号
東京都墨田区亀沢４丁目５番７号
破産者　株式会社トイテック・インターナショナル・ジャパン
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７１８号
千葉県我孫子市布佐平和台６丁目３―23
破産者　齊藤　公洋
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９１４号
東京都足立区谷在家２丁目22―11
破産者　今井　英治
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０９５号
東京都世田谷区太子堂３丁目28番７号
破産者　有限会社狩俣商事
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４２８号
東京都葛飾区白鳥４丁目12―２―407
破産者　田邊　三紀
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６１９号
東京都国分寺市南町２丁目14―８　Ｐ・Ａ京光503
破産者　清水こずえ
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８３９号
千葉県袖ケ浦市長浦６丁目２　県営住宅２棟503号
破産者　我妻　豊子
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１号
東京都新宿区新宿１丁目２番９号
破産者　株式会社ゲームウェーブ
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１４号
東京都足立区栗原４丁目24―９―401
破産者　後藤　　龍
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３３号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目22―１―205、開始決定時の住所千葉県八街市砂760―13
破産者　山田三枝子
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８９号
埼玉県所沢市松葉町28ー９―303　煉瓦館15、開始決定時の住所千葉県松戸市東松戸３丁目13―１―108
破産者　根本　幸子
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９８号
埼玉県川口市東川口６丁目16―３―201
破産者　太田農武彦
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１５号
東京都八王子市川口町1816―６
破産者　味岡亜希子
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７７号
東京都港区虎ノ門３丁目20―４―803
破産者　宮本　和弥
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０６号
東京都目黒区大橋２丁目８―５―401
破産者　青木　健司
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部